

各業務責任者等の兼務条件

添付資料3

各業務の業務責任者等の兼務条件は次のとおりとする。

対象業務	名称	兼務可能な業務責任者等							備考
		統括 管理	設計	建設	工事 監理	開業 準備	維持 管理	運営	
統括管理 業務	統括管理業務責任者	－	○	○	○	○	○	○	
	統括管理業務副責任者	－	○	○	○	○	○	○	
設計 業務	設計業務責任者（管理技術者）	○	－	○	○	○	○	○	各分担業務の主任担当技術者 との兼務は不可
	各分担業務分野の主任担当技術者 （建築、電気、機械、公園）	○	－	○	○	○	○	○	他の分担業務分野の主任担当 技術者との兼務は不可
建設 業務	建設業務責任者 （主任技術者又は監理技術者）	○	○	－	×	○	○	○	
	専門別の責任者 （電気設備、機械設備、公園土木等）	○	○	－	×	○	○	○	
	現場代理人	○	○	－	×	○	○	○	
工事監理 業務	工事監理業務責任者	○	○	×	－	○	○	○	
	土木工事監理業務責任者	○	○	×	－	○	○	○	
開業準備 業務	開業準備業務責任者	○	○	○	○	－	○	○	
維持管理 業務	維持管理業務責任者	○	○	○	○	○	－	○	
運営 業務	運営業務責任者	○	○	○	○	○	○	－	

※兼務条件以外の各業務責任者等に求める所属、雇用形態、保有資格その他要求水準等は、要求水準書を参照すること。